

揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、揮発油税等の税率の特例の適用期限が延長されないことにより平成 20 年 3 月 31 日限り揮発油税等の税率の特例が廃止されることとなる場合における特例廃止相当額の調整措置の実施について定めるものとする。

(第 1 条関係)

第二 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

一 揮発油税等の税率の特例 租税特別措置法第 89 条第 2 項の規定による揮発油税及び地方道路税の税率の特例並びに地方税法附則第 32 条の 2 第 2 項の規定による軽油引取税の税率の特例をいう。

二 対象揮発油 平成 20 年 3 月 31 日までに製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油であって揮発油業者が同年 4 月 1 日において所持するものをいう。

三 対象軽油 平成 20 年 3 月 31 日までに地方税法第 700 条の 3 第 1 項又は第 2 項に規定する引取りが行われる軽油であって石油製品販売業者が同年 4 月 1 日において所持するものをいう。

四 特例廃止相当額 揮発油税等の税率の特例を適用して算出した場合の税額から揮発油税等の税率の特例を適用しないで算出した場合の税額を控除して得た額に相当する額をいう。

五 特例廃止相当額の調整措置 平成 20 年 4 月 1 日から対象揮発油又は対象軽油の販売価格を引き下げることができるようにするため、揮発油業者又は石油製品販売業者に係る特例廃止相当額の負担を解消する措置をいう。

(第 2 条関係)

第三 特例廃止相当額の調整措置の実施

1 政府は、対象揮発油に係る揮発油税及び地方道路税について、特例廃止相当額の調整措置を実施するものとする。

2 都道府県は、対象軽油に係る軽油引取税について、特例廃止相当額の調整措置を実施するものとする。

(第 3 条関係)

第四 特例廃止相当額の調整措置に関する基本的事項

特例廃止相当額の調整措置を実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本としなければならないものとする。

一 揮発油業者又は石油製品販売業者の事務負担を考慮して対象揮発油又は対象軽油の現品の移動を伴わないようにするため、対象揮発油にあつては揮発油税法第 17 条第 1 項の規定により製造場に戻し入れたものとみなし、対

象軽油にあつては地方税法第 700 条の 22 第 1 項の規定により返還したものとみなす方法によること。

二 揮発油税及び地方道路税並びに軽油引取税以外の事項に影響が及ぶことがないようにするため、対象揮発油又は対象軽油の販売に係る契約当事者間の契約内容に変更を生じさせない方法によること。

三 対象揮発油又は対象軽油の数量の把握及びそれらの出所の特定が適正に行われるようにすること。

四 揮発油業者又は石油製品販売業者に対し特例廃止相当額を適正に交付すること等によりその負担を確実に解消するようにすること。

(第 4 条関係)

第五 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)